

高年齢雇用継続給付と在職老齢年金との調整について

概 要

在職老齢年金を受給している者が高年齢雇用継続給付を受給する場合には、高年齢雇用継続給付との併給調整により、年金額の一部（原則として標準報酬月額の6%に相当する額）が支給停止されることがとされている。

※ なお、在職老齢年金については、標準報酬月額と年金の基本月額の合計額に応じて年金額の全部又は一部が支給停止される（賃金との調整）。

対象者

65歳未満の特別支給の老齢厚生年金の受給権者（平成10年4月1日以降、受給権が発生する者）であると同時に厚生年金保険の被保険者（＝在職中の者）であり、かつ、高年齢雇用継続給付の支給を受ける者

（参考）

基本手当と老齢厚生年金との調整について

老齢厚生年金を受給している者が基本手当を受給する場合には、求職の申し込みを行った日の翌月から基本手当の受給期間（又は所定給付日数）が満了するまでの間、老齢厚生年金が支給停止される。

なお、対象者は65歳未満の老齢厚生年金の受給権者で、平成10年4月1日以降、受給権が発生する者である。

調整対象期間において基本手当を受けた日とみなされる日が1日もない月がある場合、その月については、老齢厚生年金が支給される。なお、待期期間や給付制限期間については、基本手当を受給した期間として取り扱われる。

育児休業給付の支給状況

(単位：人、千円)

	① 初回受給者数			② 支給金額		
		男	女		男	女
12年度	85,144	219	84,925	37,228,842	72,429	37,156,413
13年度	92,796	279	92,517	59,863,523	140,379	59,723,144
14年度	98,462	298	98,164	70,794,835	166,205	70,628,629
15年度	103,478	459	103,019	76,329,646	200,903	76,128,743
16年度	111,928	512	111,416	82,777,120	234,251	82,542,870
平成16年12月	9,526	38	9,488	7,037,267	17,678	7,019,589
平成17年 1 月	10,184	40	10,144	7,045,402	20,849	7,024,553
2 月	8,978	31	8,947	6,530,385	16,238	6,514,147
3 月	10,351	47	10,304	7,822,129	21,188	7,800,942
4 月	8,697	38	8,659	7,304,347	20,326	7,284,021
5 月	9,211	47	9,164	7,564,538	20,429	7,544,108
6 月	9,840	59	9,781	6,938,445	22,662	6,915,784
7 月	8,975	54	8,921	6,632,468	20,279	6,612,189
8 月	9,781	50	9,731	7,157,620	21,833	7,135,787
9 月	9,340	57	9,283	6,996,795	20,616	6,976,179
10月	10,038	52	9,986	8,471,050	23,941	8,447,109
11月	9,982	69	9,913	7,834,320	21,656	7,812,664
12月	10,370	70	10,300	7,544,162	23,687	7,520,475

- (注) 1. 初回受給者数は、基本給付金に係る最初の支給を受けた者の数である。
2. 支給金額は、基本給付金と職場復帰給付金の合計額であり、業務統計による暫定値である。

介護休業給付の支給状況

(単位：人、千円)

	① 受給者数			② 支給金額		
		男	女		男	女
平成 12 年度	3,907	752	3,155	630,321	169,020	461,301
平成 13 年度	4,570	955	3,615	1,156,900	337,570	819,330
平成 14 年度	4,488	963	3,525	1,158,433	339,068	819,365
平成 15 年度	4,668	987	3,681	1,192,046	347,484	844,562
平成 16 年度	4,986	1,087	3,899	1,290,174	374,439	915,735
平成16年12月	437	105	332	113,286	37,511	75,775
平成17年 1 月	352	74	278	93,162	26,296	66,866
2 月	390	78	312	98,532	24,796	73,736
3 月	417	90	327	106,805	31,118	75,687
4 月	374	86	288	95,449	28,063	67,386
5 月	416	108	308	107,323	34,585	72,737
6 月	508	101	407	116,616	33,064	83,552
7 月	494	107	387	112,317	32,901	79,415
8 月	550	114	436	125,100	35,157	89,943
9 月	557	128	429	130,259	40,005	90,254
10月	593	135	458	139,133	45,791	93,342
11月	536	92	444	115,696	28,840	86,856
12月	495	109	386	114,937	33,431	81,506
11年 7 月からの累計	30,446	6,381	24,065	6,984,337	2,018,051	4,966,286

(注) 1. 介護休業給付の施行は平成11年4月1日、支給開始は平成11年7月である。

2. 支給金額については、業務統計による暫定値である。

財政運営のあり方、雇用保険三事業 等関係資料

目 次

失業等給付及び三事業の費用負担の考え方	1
米国失業補償制度における保険料率のメリット制について	2
保険料率、国庫負担率及び失業率の国際比較	3
諸外国の失業扶助制度	4
諸外国における雇用(失業)保険及び失業扶助の給付額及び国庫負担について ---	6
労働保険特別会計雇用勘定の事務費の推移	7
労働保険特別会計雇用勘定の事務費の概要	8
失業等給付関係収支状況	9
積立金残高と受給者実人員の推移	10
弾力指標の推移	11
最近の雇用対策について	12
激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律適用地域における 失業給付の特例的な支給について	15
過去の災害における雇用調整助成金の特例措置について	16
阪神・淡路大震災時の失業等給付状況	17
全国延長給付の概要	18
雇用保険制度における弾力条項について	19
失業給付と三事業との関係	20
最近の財政制度等審議会報告	21
行政改革の重要方針	23
職業能力開発校関係予算系統図	24
雇用保険三事業の概要	25
雇用保険三事業について	26
三事業関係収支状況	27
雇用保険三事業の目標管理サイクル	28
雇用保険三事業の改革に係るこれまでの取組	29

○失業等給付及び三事業の費用負担の考え方

「新版雇用保険法（コンメンタール）」（労務行政研究所編）

雇用保険事業に要する費用に充てるための保険料のうち、失業等給付に要する費用に充てられるものは、①一般保険料のうちの雇用保険率に應ずる部分の額に一九・五分の一六（雇用保険率が一、〇〇〇分の二二・五とされている事業にあつては二二・五分の一八、一、〇〇〇分の二二・五とされている事業にあつては二二・五分の一八）を乗じて得た額と、②印紙保険料の額の合計額である。

一九・五分の一六（又は二二・五分の一八若しくは二二・五分の一八）の率に應ずる保険料については労使折半で負担することとされているが、これは、雇用保険の保険事故である失業は、事業主の責任による場合のみに限らず被保険者の責めに帰すべき事由による場合又は自己都合等任意的な事由による任意的な場合についてもその保護の対象とされていることが大きな要因となっている。

そして、さらに、保険事故である失業は、政府の経済政策、産業政策、雇用政策と密接に関連するものであること等から、国庫も失業等給付に要する費用の一部を負担している。

また、雇用安定事業、能力開発事業及び雇用福祉事業に要する費用に充てられるものは、一般保険料の額のうち雇用保険率に應ずる部分の額に一九・五分の三・五（雇用保険率が一、〇〇〇分の二二・五とされている事業にあつては二二・五分の三・五、一、〇〇〇分の二二・五とされている事業にあつては二二・五分の四・五）を乗じて得た額である。

一九・五分の三・五（又は二二・五分の三・五若しくは二二・五分の四・五）の率に應ずる保険料については、全額事業主負担とされている。これは、諸外国の訓練税や雇用税の考え方を採り入れたものであり、三事業の対象とする雇用上の諸問題が雇用賃金慣行その他それぞれの企業の行動に起因するところが多く、また、三事業の効果によつて企業が一定の利益を受けることとなるからである。

米国失業補償制度における保険料率のメリット制について

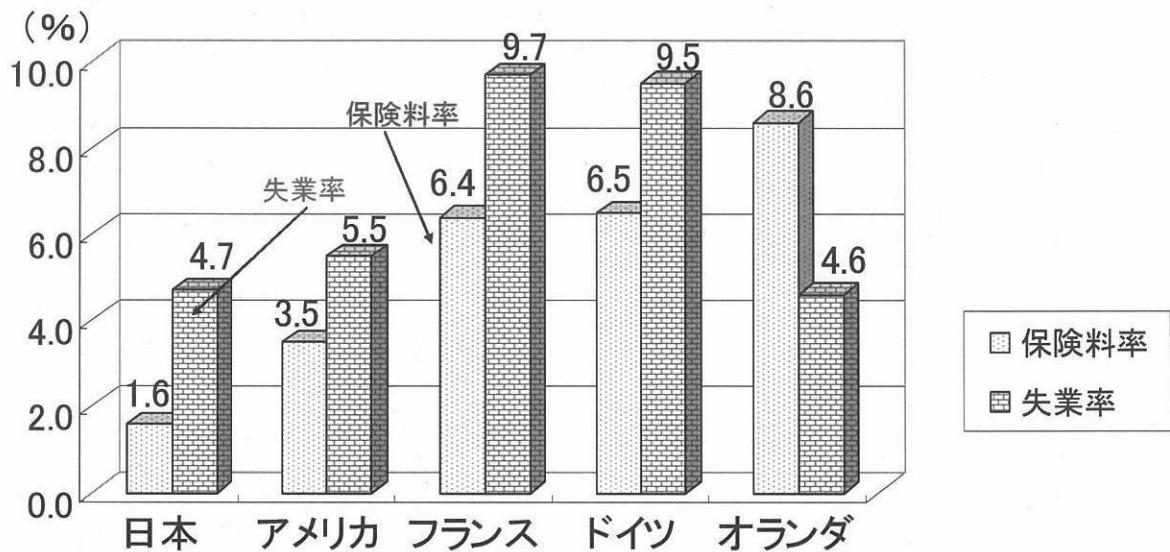
保険料の算定に関しては、アメリカではメリット制を採用している。算定方法も州によって異なる。まず、33の州が採用している準備金比例方式では、元従業員の受給額と事業主の拠出額の差を賃金支払い総額で除した数値を基にしてメリット料率を算定する。14の州では、給付比例方式が採用され、元従業員の受給額を賃金支給総額で除した数値でメリット料率を算出している。この他、給付・賃金比例方式や給与支払変動方式があるが、実施している州は少ない。

(出典) 岡伸一「失業保障制度の国際比較」(学文社、2004年)

保険料率、国庫負担率及び失業率の国際比較

- 我が国の雇用保険料率は、先進諸国中最低水準
- 国庫負担を失業等給付に充てているのは、我が国とドイツのみ。我が国の国庫負担率は、先進諸国中最高水準

諸外国との比較〔保険料率と失業率〕



(注) アメリカについては、所得(年7,000ドル上限)の0.8%分の連邦失業税と所得(上限は州ごとに異なる)の2.7%分の州失業税とに分かれる。
 保険料率は、日本が2005年、アメリカが2005年第2四半期、フランスが2004年、ドイツが2005年、オランダが2003年の数値。
 失業率は、各国とも2004年の数値。

諸外国との比較〔国庫負担率〕



(注) ドイツの国庫負担率は、1999年度の実績を基に算出したもの。
 英独仏には、保険制度による給付に引き続いて、税金による失業扶助制度が存在。